

国公文第47号  
平成28年1月29日

内閣総理大臣  
安倍 晋三 殿

独立行政法人国立公文書館  
館長 加藤 文 彦



公文書等の管理に関する法律第27条第3項の同意について（協議）

公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第27条第3項の規定に従い、別添の独立行政法人国立公文書館利用等規則案について、同意を求める。





独立行政法人国立公文書館利用等規則（新旧対応表）案

（改正部分のみ）

改正案	現行
<p>（本人情報の取扱い）</p> <p>第14条</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>一 利用請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成22年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード</u>、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>（<u>審査請求</u>）</p> <p>第22条 館は、法第21条の規定に基づく<u>審査請求</u>があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問する。</p> <p>一 <u>審査請求が不適法であり、却下する場合</u></p> <p>二 <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとする場合（当該特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）</u></p>	<p>（本人情報の取扱い）</p> <p>第14条</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>一 利用請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、<u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード</u>、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>（<u>異議申立て</u>）</p> <p>第22条 館は、法第21条の規定に基づく<u>異議申立て</u>があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問する。</p> <p>一 <u>異議申立てが不適法であり、却下するとき</u>。</p> <p>二 <u>決定で、異議申立てに係る利用請求に対する処分を取り消し又は変更し、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとするとき。ただし、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている</u></p>

<p>2 館は、前項の規定により諮問をした場合は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 <u>審査請求人及び参加人</u></li> <li>二 <u>利用請求者</u>（利用請求者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。）</li> <li>三 当該<u>審査請求</u>に係る<u>特定歴史公文書等の利用</u>について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。）</li> </ul> <p>3 第15条第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>裁決</u>をする場合について準用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 利用させる旨の決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する<u>裁決</u></li> <li>二 <u>審査請求</u>に係る利用請求に対する処分（<u>利用請求に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の決定を除く。</u>）を変更し、当該<u>審査請求に係る特定歴史公文書等</u>を利用させる旨の<u>裁決</u>（第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）</li> </ul> <p>4 館は、公文書管理委員会から第1項の諮問に対する答申を受けた場合は、当該答申を踏まえ、<u>遅滞なく裁決</u>を行うものとする。</p>	<p><u>ときを除く。</u></p> <p>2 館は、前項の規定により諮問をした場合は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 <u>異議申立人及び参加人</u></li> <li>二 <u>利用請求者</u>（利用請求者が<u>異議申立人</u>又は参加人である場合を除く。）</li> <li>三 当該<u>異議申立て</u>に係る利用請求に対する<u>処分</u>について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が<u>異議申立人</u>又は参加人である場合を除く。）</li> </ul> <p>3 第15条第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>決定</u>をする場合について準用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 利用させる旨の決定に対する第三者からの<u>異議申立て</u>を却下し、又は棄却する<u>決定</u></li> <li>二 <u>異議申立て</u>に係る利用請求に対する処分を変更し、当該利用請求に対する<u>処分に係る特定歴史公文書等</u>を利用させる旨の<u>決定</u>（第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）</li> </ul> <p>4 館は、公文書管理委員会から第1項の諮問に対する答申を受けた場合は、当該答申を踏まえ、<u>速やかに決定</u>を行うものとする。</p>
---	--



宮内書発甲第93号  
平成28年2月9日

内閣総理大臣殿

宮内庁長官

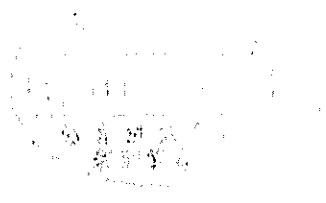
写

公文書等の管理に関する法律第27条第3項の同意について（協議）

宮内公文書館利用等規則を別添のとおり変更したいので、公文書等の管理に関する法律第27条第3項の規定に基づき、同意を求めます。



Handwritten text, possibly a signature or initials.



宮内公文書館利用等規則の一部を改正する訓令  
(新旧対照表)

(下線部が改正箇所)

改 正 案	現 行
<p>第1条～第12条 (略)</p> <p>(本人情報の取扱い)</p> <p>第13条 館は、第11条第1項第1号イに掲げる情報により識別される特定の個人(以下この条において「本人」という。)から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、次の各号のいずれかに掲げる書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につき当該情報が記録されている部分についても、利用に供するものとする。</p> <p>(1) 利用請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード</u>、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規</p>	<p>第1条～第12条 (略)</p> <p>(本人情報の取扱い)</p> <p>第13条 館は、第11条第1項第1号イに掲げる情報により識別される特定の個人(以下この条において「本人」という。)から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、次の各号のいずれかに掲げる書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につき当該情報が記録されている部分についても、利用に供するものとする。</p> <p>(1) 利用請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、<u>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カード</u>、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれ</p>

定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該利用請求をする者が本人であることを確認するため館が適当と認める書類

2 (略)

第14条～第20条 (略)

(審査請求)

第21条 館は、法第21条の規定に基づく審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問する。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとする場合（当該特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 館は、前項の諮問をした場合は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知する。

- (1) 審査請求人及び参加人
- (2) 利用請求者（利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

に基づく命令の規定により交付された書類であって、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該利用請求をする者が本人であることを確認するため館が適当と認める書類

2 (略)

第14条～第20条 (略)

(異議申立て)

第21条 館は、法第21条の規定に基づく異議申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問する。

- (1) 異議申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 決定で、異議申立てに係る利用請求に対する処分を取り消し又は変更し、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとするとき。ただし、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されているときを除く。

2 館は、前項の諮問をした場合は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知する。

- (1) 異議申立人及び参加人
- (2) 利用請求者（利用請求者が異議申立人又は参加人である場合を除く。）



(3) 当該審査請求に係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 第14条第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 利用させる旨の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る利用請求に対する処分（利用請求に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の裁決（第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）

4 館は、公文書管理委員会から第1項の諮問に対する答申を受けた場合は、当該答申を踏まえ、遅滞なく裁決を行うものとする。

第22条～第33条，別表（略）

(3) 当該異議申立てに係る利用請求に対する処分について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が異議申立人又は参加人である場合を除く。）

3 第14条第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

(1) 利用させる旨の決定に対する第三者からの異議申立てを却下し、又は棄却する決定

(2) 異議申立てに係る利用請求に対する処分を変更し、当該利用請求に対する処分に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の決定（第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）

4 館は、公文書管理委員会から第1項の諮問に対する答申を受けた場合は、当該答申を踏まえ、速やかに決定を行うものとする。

第22条～第33条，別表（略）



史第 1623 号

平成28年2月9日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

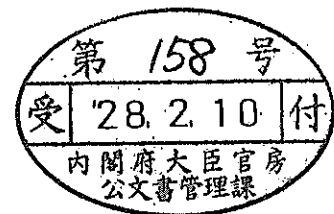
外務大臣 岸田文雄

写

公文書等の管理に関する法律第27条第3項の  
同意について（協議）

公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第27条  
第3項の規定に従い，別添の外務省外交史料館利用等規則案について，  
同意を求める。

付属添付





外務省外交史料館利用等規則新旧対照表

(改正部分のみ)

改正案 (新)	現行条文 (旧)
<p>(本人情報の取扱い)</p> <p>第13条 外務大臣は、第11条第1項第1号イに掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、次の各号のいずれかに掲げる書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある場合を除き、当該特定歴史公文書等につき当該情報が記録されている部分についても、利用に供するものとする。</p> <p>一 利用請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成30年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの</p>	<p>(本人情報の取扱い)</p> <p>第13条 外務大臣は、第11条第1項第1号イに掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、次の各号のいずれかに掲げる書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある場合を除き、当該特定歴史公文書等につき当該情報が記録されている部分についても、利用に供するものとする。</p> <p>一 利用請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の4第4項に規定する住民基本台帳カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成30年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの</p>

<p>二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該利用請求をする者が本人であることを確認するため館が適当と認める書類</p> <p>2 (略)</p> <p>(審査請求)</p> <p>第21条 外務大臣は、公文書管理法第21条に基づく審査請求があつた時は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問する。</p> <p>一 審査請求が不適法であり、却下する場合</p> <p>二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させるときとする場合（当該特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）</p> <p>2 外務大臣は、前項の諮問をした場合は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知する。</p> <p>一 審査請求人及び参加人</p> <p>二 利用請求者（利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>三 当該審査請求に係る特定歴史公文書等の利用について反対意見を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p>	<p>二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該利用請求をする者が本人であることを確認するため館が適当と認める書類</p> <p>2 (略)</p> <p>(異議申立て)</p> <p>第21条 外務大臣は、公文書管理法第21条に基づく異議申立てがあつた時は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問する。</p> <p>一 異議申立てが不適法であり、却下するとき</p> <p>二 決定で、異議申立てに係る利用請求に対する処分を取り消し又は変更し、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の全部を利用させるときとするとき。ただし、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されているときを除く。</p> <p>2 外務大臣は、前項の諮問をした場合は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知する。</p> <p>一 異議申立人及び参加人</p> <p>二 利用請求者（利用請求者が異議申立人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>三 当該異議申立てに係る利用請求に対する処分について反対意見を提出した第三者（当該第三者が異議申立人又は参加人である場合を除く。）</p>
<p>二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該利用請求をする者が本人であることを確認するため館が適当と認める書類</p> <p>2 (略)</p> <p>(審査請求)</p> <p>第21条 外務大臣は、公文書管理法第21条に基づく審査請求があつた時は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問する。</p> <p>一 審査請求が不適法であり、却下する場合</p> <p>二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させるときとする場合（当該特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）</p> <p>2 外務大臣は、前項の諮問をした場合は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知する。</p> <p>一 審査請求人及び参加人</p> <p>二 利用請求者（利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>三 当該審査請求に係る特定歴史公文書等の利用について反対意見を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p>	<p>二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該利用請求をする者が本人であることを確認するため館が適当と認める書類</p> <p>2 (略)</p> <p>(異議申立て)</p> <p>第21条 外務大臣は、公文書管理法第21条に基づく異議申立てがあつた時は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問する。</p> <p>一 異議申立てが不適法であり、却下するとき</p> <p>二 決定で、異議申立てに係る利用請求に対する処分を取り消し又は変更し、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の全部を利用させるときとするとき。ただし、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されているときを除く。</p> <p>2 外務大臣は、前項の諮問をした場合は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知する。</p> <p>一 異議申立人及び参加人</p> <p>二 利用請求者（利用請求者が異議申立人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>三 当該異議申立てに係る利用請求に対する処分について反対意見を提出した第三者（当該第三者が異議申立人又は参加人である場合を除く。）</p>

<p>3 第14条第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>裁決</u>をする場合について準用する。</p> <p>一 利用させる旨の決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する<u>裁決</u></p> <p>二 <u>審査請求に係る利用請求に対する処分</u>（<u>利用請求に係る特定歴史公文書等</u>を除く。）を<u>変更し</u>、<u>当該審査請求に係る特定歴史公文書等</u>を利用させる旨の<u>裁決</u>（第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用することに反対の意思を表示している場合に限る。）</p> <p>4 外務大臣は、公文書管理委員会から第1項の諮問に対する答申を受けた場合は、当該答申を踏まえ、<u>遅滞なく裁決</u>を行うものとする。</p>	<p>3 第14条第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>決定</u>をする場合について準用する。</p> <p>一 利用させる旨の決定に対する第三者からの<u>異議申立て</u>を却下し、又は棄却する<u>決定</u></p> <p>二 <u>異議申立てに係る利用請求に対する処分</u>を<u>変更し</u>、<u>当該利用請求に対する処分</u>に係る<u>特定歴史公文書等</u>を利用させる旨の<u>決定</u>（第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用することに反対の意思を表示している場合に限る。）</p> <p>4 外務大臣は、公文書管理委員会から第1項の諮問に対する答申を受けた場合は、当該答申を踏まえ、<u>速やかに決定</u>を行うものとする。</p>
--	---



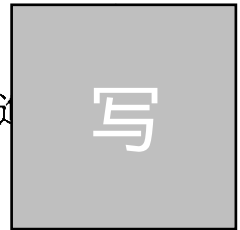


総 法 文 1 8 号  
平成 2 8 年 2 月 9 日

内閣総理大臣 宛

国立大学法人東北大学

総長 里見 達



公文書等の管理に関する法律第 27 条第 3 項の同意について（協議）

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 27 条第 3 項の規定に従い、別添の東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室利用等要項改正案について、同意を求める。



18

改正後	改正前
<p>(本人情報の取扱い)</p> <p>第13条 公文書室は、第11条第1項第1号イに掲げる情報により識別される特定の個人(以下この条において「本人」という。)から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、次の各号のいずれかに掲げる書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につき当該情報が記録されている部分についても、利用に供するものとする。</p> <p>一 利用請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード</u>、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該利用請求をする者が本人であることを確認するため公文書室が適当と認める書類</p> <p>2 第10条第3項第2号に定める方法により利用請求をする場合には、当該利用請求をする者は、前項の規定にかかわらず、同項第1号及び第2号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの及びその者の住民票の写し又はその他のその者が当該複写したものに記載された本人であることを示すものとして公文書室が適当と認める書類(利用請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を公文書室に提出すれば足りるものとする。</p> <p>(第三者に対する意見提出機会の付与等)</p> <p>第14条 公文書室は、利用請求に係る特定歴史公文書等に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び利用請求をした者以外の者(以下この条において「第三者」という。)に関する情報が記録されている場合には、当該特定歴史公文書等を利用させるか否かについての決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、次の各号に掲げる事項を通知して、法第18条第1項の規定に基づく意見書を提出する機会を与えることができる。</p>	<p>(本人情報の取扱い)</p> <p>第13条 公文書室は、第11条第1項第1号イに掲げる情報により識別される特定の個人(以下この条において「本人」という。)から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、次の各号のいずれかに掲げる書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につき当該情報が記録されている部分についても、利用に供するものとする。</p> <p>一 利用請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、<u>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード</u>、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該利用請求をする者が本人であることを確認するため公文書室が適当と認める書類</p> <p>2 第10条第3項第2号に定める方法により利用請求をする場合には、当該利用請求をする者は、前項の規定にかかわらず、同項第1号及び第2号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの及びその者の住民票の写し又はその他のその者が当該複写したものに記載された本人であることを示すものとして公文書室が適当と認める書類(利用請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を公文書室に提出すれば足りるものとする。</p> <p>(第三者に対する意見提出機会の付与等)</p> <p>第14条 公文書室は、利用請求に係る特定歴史公文書等に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び利用請求をした者以外の者(以下この条において「第三者」という。)に関する情報が記録されている場合には、当該特定歴史公文書等を利用させるか否かについての決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、次の各号に掲げる事項を通知して、法第18条第1項の規定に基づく意見書を提出する機会を与えることができる。</p>

- 一 利用請求に係る特定歴史公文書等の名称
  - 二 利用請求の年月日
  - 三 利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている当該第三者に関する情報の内容
  - 四 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 2 公文書室は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であって、当該情報が独立行政法人等情報公開法第5条第1号ロ若しくは第2号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知して、法第18条第2項の規定に基づく意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- 一 利用請求に係る特定歴史公文書等の名称
  - 二 利用請求の年月日
  - 三 利用請求に係る特定歴史公文書等の利用をさせようとする理由
  - 四 利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている当該第三者に関する情報の内容
  - 五 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 3 公文書室は、第1項又は前項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、公文書室は、その決定後直ちに、当該意見書(第21条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、法第18条第4項の規定に基づき利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

(審査請求)

第21条 総長は、法第21条の規定に基づく審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問する。

- 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
  - 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとする場合(当該特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。)
- 2 総長は、前項の諮問をした場合は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知する。
- 一 審査請求人及び参加人

- 一 利用請求に係る特定歴史公文書等の名称
  - 二 利用請求の年月日
  - 三 利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている当該第三者に関する情報の内容
  - 四 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 2 公文書室は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であって、当該情報が独立行政法人等情報公開法第5条第1号ロ若しくは第2号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知して、法第18条第2項の規定に基づく意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- 一 利用請求に係る特定歴史公文書等の名称
  - 二 利用請求の年月日
  - 三 利用請求に係る特定歴史公文書等の利用をさせようとする理由
  - 四 利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている当該第三者に関する情報の内容
  - 五 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 3 公文書室は、第1項又は前項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、公文書室は、その決定後直ちに、当該意見書(第21条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、法第18条第4項の規定に基づき利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

(異議申立て)

第21条 総長は、法第21条の規定に基づく異議申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問する。

- 一 異議申立てが不適法であり、却下するとき。
  - 二 決定で、異議申立てに係る利用請求に対する処分を取り消し又は変更し、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとするとき。ただし、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されているときを除く。
- 2 総長は、前項の諮問をした場合は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知する。
- 一 異議申立人及び参加人

<p>二 利用請求者(利用請求者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。)</p> <p>三 当該<u>審査請求</u>に係る<u>特定歴史公文書等の利用</u>について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。)</p> <p>3 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>裁決</u>をする場合について準用する。</p> <p>一 利用させる旨の決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する<u>裁決</u></p> <p>二 <u>審査請求</u>に係る利用請求に対する<u>処分</u>(<u>利用請求に係る特定歴史公文書等</u>を利用させる旨の決定を除く。)を変更し、当該<u>審査請求</u>に係る<u>特定歴史公文書等</u>を利用させる旨の<u>裁決</u>(第三者である参加人が当該<u>特定歴史公文書等</u>を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。)</p> <p>4 総長は、公文書管理委員会から第1項の諮問に対する答申を受けた場合は、当該答申を踏まえ、<u>遅滞なく裁決</u>を行うものとする。</p>	<p>二 利用請求者(利用請求者が<u>異議申立人</u>又は参加人である場合を除く。)</p> <p>三 当該<u>異議申立て</u>に係る利用請求に対する<u>処分</u>について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が<u>異議申立人</u>又は参加人である場合を除く。)</p> <p>3 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>決定</u>をする場合について準用する。</p> <p>一 利用させる旨の決定に対する第三者からの<u>異議申立て</u>を却下し、又は棄却する<u>決定</u></p> <p>二 <u>異議申立て</u>に係る利用請求に対する<u>処分</u>を変更し、当該<u>利用請求に対する処分</u>に係る<u>特定歴史公文書等</u>を利用させる旨の<u>決定</u>(第三者である参加人が当該<u>特定歴史公文書等</u>を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。)</p> <p>4 総長は、公文書管理委員会から第1項の諮問に対する答申を受けた場合は、当該答申を踏まえ、<u>速やかに決定</u>を行うものとする。</p>
---	---

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。



東大総総発第92号

平成28年2月5日

内閣総理大臣 殿

国立大学法人東京大学総長



公文書等の管理に関する法律第27条第3項の同意について（協議）

公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第27条第3項の規定に従い、別添の東京大学文書館利用等規則案について、同意を求めらる。







現行 (略)	改正 (略)
<p>(本人情報の取扱い)</p> <p>第13条 文書館長は、第11条第1項第1号イに掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、次の各号のいずれかに掲げる書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につき当該情報が記録されている部分についても、利用に供するものとする。</p> <p>(1) 利用請求をする者の氏名及び住所又は居所又は住所及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づき命令の規定により交付された書類であって、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該利用請求をする者が本人であることを確認するため文書館長が適当と認める書類</p>	<p>(本人情報の取扱い)</p> <p>第13条 文書館長は、第11条第1項第1号イに掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、次の各号のいずれかに掲げる書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につき当該情報が記録されている部分についても、利用に供するものとする。</p> <p>(1) 利用請求をする者の氏名及び住所又は住所及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づき命令の規定により交付された書類であつて、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該利用請求をする者が本人であることを確認するため文書館長が適当と認める書類</p>
<p>(異議申立て)</p> <p>第21条 文書館長は、法第21条の規定に基づく異議申立てがあつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問する。</p> <p>(1) 異議申立てが不通過であり、却下するとき。</p> <p>(2) 決定で、異議申立てに係る利用請求に対する処分を取り消し又は変更し、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとするとき。ただし、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の全部について反対意見書が提出されているときは除く。</p> <p>2 文書館長は、前項の諮問をした場合は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知する。</p> <p>(1) 異議申立人及び参加人</p> <p>(2) 利用請求者（利用請求者が異議申立人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該異議申立てに係る利用請求に対する処分について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が異議申立人又は参加人である場合を除く。）</p>	<p>(審査請求)</p> <p>第21条 文書館長は、法第21条の規定に基づく審査請求があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問する。</p> <p>(1) 審査請求が不通過であり、却下する場合</p> <p>(2) 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとする場合（当該特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）</p> <p>2 文書館長は、前項の諮問をした場合は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知する。</p> <p>(1) 審査請求人及び参加人</p> <p>(2) 利用請求者（利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該審査請求に係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p>

<p>3 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。</p> <p>(1) 利用させる旨の決定に対する第三者からの異議申立てを却下し、又は棄却する決定</p> <p>(2) 異議申立てに係る利用請求に対する処分(利用請求に係る処分)に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の決定(第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。)</p> <p>4 文書館長は、公文書管理委員会から第1項の諮問に対する答申を受けた場合は、当該答申を踏まえ、速やかに決定を行うものとする。</p>	<p>3 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>(1) 利用させる旨の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決</p> <p>(2) 審査請求に係る利用請求に対する処分(利用請求に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の採決(第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。)</p> <p>4 文書館長は、公文書管理委員会から第1項の諮問に対する答申を受けた場合は、当該答申を踏まえ、遅滞なく採決を行うものとする。</p>
---	--

東工大博 第 1 2 号

平成 28 年 2 月 12 日

内閣総理大臣 殿

国立大学法人東京工業大学長

三 島 良



写

公文書等の管理に関する法律第 27 条第 3 項の同意について（協議）

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 27 条第 3 項の規定に従い、別添の「東京工業大学博物館資史料館部門公文書室利用等規程案」について、同意いただきますようお願いいたします。





東京工業大学博物館資料館部門公文書室利用等規程一部改正理由

本改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）の施行（平成28年1月1日）並びに改正行政不服審査法の施行（平成28年4月1日）に伴う「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

東京工業大学博物館資料館部門公文書室利用等規程一部改正案新旧対照表

アンダーラインの部分が改正点である。

改正案	現行
<p>第1条～第12条（略）</p> <p>(本人情報の取扱い)</p> <p>第13条 公文書室は、第11条第1項第1号イに掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、次の各号のいずれかに掲げる書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につき当該情報が記録されている部分についても、利用に供するものとする。</p> <p>一 利用請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法令の規定により交付された書類であって、当該利用請求を確認するに足りるもの</p> <p>二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第14条～第20条（略）</p> <p>(審査請求)</p>	<p>第1条～第12条（略）</p> <p>(本人情報の取扱い)</p> <p>第13条 公文書室は、第11条第1項第1号イに掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、次の各号のいずれかに掲げる書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につき当該情報が記録されている部分についても、利用に供するものとする。</p> <p>一 利用請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法令の規定により交付された書類であって、当該利用請求を確認するに足りるもの</p> <p>二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第14条～第20条（略）</p> <p>(異議申立て)</p>

第21条 大学は、法第21条の規定に基づく審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、内閣府公文書管理委員会に諮問する。

- 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
- 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させるとする場合（当該特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 大学は、前項の諮問をした場合は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知する。

- 一 審査請求人及び参加人
  - 二 利用請求者（利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
  - 三 当該審査請求に係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 3 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- 一 利用させざる旨の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- 二 審査請求に係る利用請求に対する処分（利用請求に係る特定歴史公文書等を利用させざる旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等を利用させざる旨の裁決（第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）

4 大学は、内閣府公文書管理委員会から第1項の諮問に対する答申を受けた場合は、当該答申を踏まえ、遅滞なく裁決を行うものとする。

（以下略）

#### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

第21条 大学は、法第21条の規定に基づく異議申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、内閣府公文書管理委員会に諮問する。

- 一 異議申立てが不適法であり、却下するとき
- 二 決定で、異議申立てに係る利用請求に対する処分を取り消し又は変更し、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の全部を利用させるとするとき。ただし、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。

2 大学は、前項の諮問をした場合は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知する。

- 一 異議申立人及び参加人
  - 二 利用請求者（利用請求者が異議申立人又は参加人である場合を除く。）
  - 三 当該異議申立てに係る利用請求に対する処分について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が異議申立人又は参加人である場合を除く。）
- 3 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

- 一 利用させざる旨の決定に対する第三者からの異議申立てを却下し、又は棄却する決定
- 二 異議申立てに係る利用請求に対する処分を変更し、当該利用請求に対する処分に係る特定歴史公文書等を利用させざる旨の決定（第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）

4 大学は、内閣府公文書管理委員会から第1項の諮問に対する答申を受けた場合は、当該答申を踏まえ、速やかに決定を行うものとする。

（以下略）

名大総第 243 号

平成 28 年 2 月 10 日

内閣総理大臣 殿

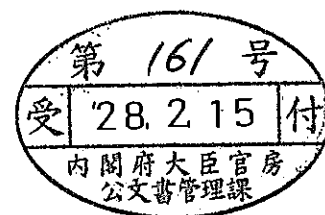
国立大学法人名古屋大学総長

松 尾 清

写

公文書等の管理に関する法律第 27 条第 3 項の同意について（協議）

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 27 条第 3 項の規定に従い、別添の名古屋大学大学文書資料室利用等規程案について、同意を求める。







名古屋大学大学文書資料室利用等規程の一部を改正する規程（案） 新旧対照

現 行 条 文

(省略)

(目的)

第 1 条 この規程は、公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号。以下「法」という。）に基づき、名古屋大学大学文書資料室（以下「資料室」という。）が保存する特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄について必要な事項を定めることを目的とする。

(省略)

(本人情報の取扱い)

第 13 条 資料室は、第 11 条第 1 項第 1 号イに掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、次の各号のいずれかに掲げる書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につき当該情報が記録されている部分についても、利用に供するものとする。

一 利用請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 44 第 1 項に規定する住民基本台帳カード、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3 に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該利用請求をする者が本人

改 正 (案) 条 文

(省略)

(同左)

第 1 条 (同左)

(省略)

(同左)

第 13 条 (同左)

一 利用請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3 に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類で

であることを確認するに足りるもの

二 (省略)

2 (省略)

(省略)

(異議申立て)

第 21 条 資料室は、法第 21 条に基づく異議申立てがあつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に所定の諮問書により諮問する。

一 異議申立てが不適法であり、却下するとき。

二 決定で、異議申立てに係る利用請求に対する処分を取り消し又は変更し、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとするとき。ただし、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されているときを除く。

2 資料室は、前項の諮問をした場合は、次の各号に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知する。

一 異議申立人及び参加人

二 利用請求者（利用請求者が異議申立人又は参加人である場合を除く。）

三 当該異議申立てに係る利用請求に対する処分について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が異議申立人又は参加人である場合を除く。）

3 第 14 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

一 利用させる旨の決定に対する第三者からの異議申立てを却下し、又は棄却する決定

二 異議申立てに係る利用請求に対する処分を変更し、当該利用請求に対する処分に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の決定（第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）

4 資料室は、公文書管理委員会から第 1 項の諮問に対する答申を受けた場合は、当

あつて、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

二 (省略)

2 (省略)

(省略)

(審査請求)

第 21 条 資料室は、法第 21 条に基づく審査請求があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に所定の諮問書により諮問する。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとする場合（当該特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 (同左)

一 審査請求人及び参加人

二 利用請求者（利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

三 当該審査請求に係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 第 14 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

一 利用させる旨の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

二 審査請求に係る利用請求に対する処分（利用請求に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に対する処分に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の裁決（第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）

4 資料室は、公文書管理委員会から第 1 項の諮問に対する答申を受けた場合は、当該

該答申を踏まえ、速やかに決定を行うものとする。

(省略)

答申を踏まえ、遅滞なく裁決を行うものとする。

(省略)

附 則  
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

